

平成26年度
第1回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成26年8月12日開会

高松市農業委員会

平成26年度第1回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成26年8月12日（火）午後1時30分

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 3階 役員会議室

出席委員 22人

- 1番 宮野 惠基（農政部会長）
- 2番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 3番 竹内 俊彦
- 4番 佐竹 博巳
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 7番 三笠 輝彦（会長）
- 9番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 12番 植田 治郎
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 19番 中名 良竹
- 21番 兔子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 6人

- 8番 十河 善則
- 11番 谷口 辰男
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 20番 花澤 均
- 24番 落合 隆夫

農業委員会事務局等出席者

農	政	課	長	川西	好春		
農	政	管	理	係	長	山本	直志
副		主		幹	増田	雄二	
主	任	主	事	矢野	哲		
農	林	水	産	課	長	米山	昇

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議に向けた意見募集について
報 告 平成26年度高松市農業施策に関する建議について (回答)
報告第1号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて

川西農政課長 事務局からお知らせします。

本日の出席委員は28名中21名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成26年度第1回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

まず、改選後、初めての農政部会でございますので、各委員さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

会長、会長職務代理者、農政部会長、部会長職務代理者、竹内委員さんの順番でよろしく申し上げます。

委員自己紹介 第1地区部会土地改良区推薦一宮地区の三笠でございます。第6地区部会国分寺地区の兔子尾でございます。第5地区部会川岡地区の宮野でございます。第3地区部会三谷地区の三好でございます。第1地区部会本庁地区の竹内でございます。第1地区部会多肥地区の佐竹でございます。第1地区部会一宮地区の河瀬でございます。第2地区部会古高松地区の南原でございます。同じく古高松地区の平賀でございます。第3地区部会林地区の植田でございます。第4地区部会香川地区の川田でございます。同じく香川地区の上原でございます。第4地区部会香川地区の岡野上でございます。第4地区部会香川地区の赤松でございます。第5地区部会香南地区の中名でございます。第6地区部会国分寺地区の小早川でございます。同じく国分寺地区の山地でございます。第7地区部会十河地区の広瀬でございます。第7地区部会川島地区の羽田でございます。第7地区部会川島地区の宮武でございます。第7地区部会西植田地区の古川でございます。

川西農政課長 ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長 こんにちは。台風の後始末をされたり、また、今日からお盆ということでお忙しい中での平成26年度第1回高松市農業委員会農政部会に御参集していただきありがとうございます。この度、農政部会長の御指名を受けました。皆様の御協力を得ながら、高松市の農業が少しでも前進するように力を尽くしてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

さて、本当に近頃の農政は、3年ほど前に出てきてまいりました人農地プランの制度やそれを補完する農地中間管理機構にみられるように、問題提起から結論まで非常に短絡的でそれを結ぶ施策というものが、脆弱な中でどんどん先に進んでいる気がしております。農地中間管理機構の最終目標をみますと、本当にできるのかと思います。国において、経済界が声を高くした結果、一般の企業が農業法人に参入するのが、50パーセントまでというような方向性も出てきており、農家に対して農地中間管理事業を行うのが、最後の政策ですという雰囲気があります。そして、これでも農地の集積が出来なければ、企業にやらせようという方向性が出ているのではないのかと思うわけです。このような状況の中で私たちに課せられた使命は非常に大きいと思います。すでに政府から発表されております農

業委員会のあり方につきましても、農協と農業委員会が抵抗勢力で、抵抗勢力を排除することによって、企業参入を楽にさせようという、当然のことながらTPPをにらみながら、というような一連のシナリオが見えて、非常に恐い気がしております。

しかし、私達農業委員は、目の前にある問題を地元の農業従事者と話し合いをしながら、的確に御相談に乗れるよう日々努力をしていかねばならないと思っております。今後とも農業委員さんの更なる御活躍をお願いしまして開会の挨拶としたいと思います。よろしくお祈りいたします。

川西農政課長 ありがとうございます。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長 こんにちは。本日は、部会長さんからお話がありましたようにお盆を控えまして何かとお忙しい中、宮野部会長の下で平成26年度第1回農政部会を開催させていただきますこと、誠にありがとうございます。7月22日の臨時総会以後、初めての農政部会でございますが、向こう3年間よろしくお願い申し上げます。

部会長さんのお話にありましたように、国の農政は、政権が変わるたびに様々な施策を講じておりますけれど、全国一律でございますので、香川県や高松の為にということを考えて、残念ながらほど遠いような感じがいたします。

しかし、私どもは、国の施策に対応しなければなりません、柔軟性をもって、高松市の農政の発展のためにつなげていただきたいと思いますと思っております。

本日の農政部会では、農政全般に渡って皆さん方の御協力、御意見を仰ぎながら市農政の発展につなげていかねばならないと思っております。

このような中、正直申し上げまして農地の転用が非常に増えておりまして平成25年も61町歩強転用がございました。平均にしますと50町歩以上は平均転用が行われている状況でございます。これら単純に計算しますと100年位過ぎれば、高松市の農地はなくなってしまうのではないかと状況でもございます。さりとてやはり食料の維持・確保というものは一番重要な問題でございます。そのあたりをひとつ十分に農政部会の皆様方に御協力、御助言を頂戴しながら高松市の農政の発展にご尽力をいただきたいと思う次第です。向こう3年間大変ではございますがご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。この農政部会が更なる発展をして高松市の発展にもあわせて繋がっていただくようご協力のほどを申し上げます。お礼の言葉に替えさせていただきます。本日はありがとうございます。

川西農政課長 ありがとうございます。

次に関係機関の職員の方に、御出席をいただいておりますので、御紹介いたします。農林水産課の米山課長でございます。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長をお願いいたします。

部会長さんよろしくお願いたします。

議長(宮野農政部会長) ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、これ以降の議事運営につきましては、私において取りまとめさせていただきます。皆様方の御協力をよろしくお願申しあげます。

まず、日程第1「議席の指定」について、事務局より説明願います。

農政管理係長 皆様の机の上に配布いたしております高松市農業委員会農政部会員名簿は、農政部会長を筆頭に、農政部会長職務代理者を次に記載しまして、その後は第1地区から第7地区までの委員さんの氏名などを地区別に作成しております。

農政部会員の議席につきましては、「高松市農業委員会部会会議規則第6条」において準用しております「高松市農業委員会総会会議規則第6条第2項」で、議長が定めるということになっておりまして、従前からの考え方を申し上げますと、まず、部会長さんを議席番号1番、部会長職務代理者を議席番号2番といたしまして、以下3番は第一地区の竹内委員さん、4番は佐竹委員さん、28番は第7地区の古川委員さんということになります。

議長 ただ今事務局から御説明を申しあげましたが、このように指定させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 事務局で議席番号をお配りください。

《事務局が議席番号札を配付》

議長 それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従ひまして、私において指名させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号2番 三好義光委員さん、議席番号28番 古川浩平委員さんの御両名を指名いたします。

(佃委員入室)

議長 それでは、日程第3に入ります。

議案第1号「平成27年度高松市農業施策に関する建議に向けた意見募集について」を議題といたします。

報告「平成26年度高松市農業施策に関する建議について(回答)」と併せて、事務局の説明を求めます

山本農政管理係長 それでは、まず、議案第1号 平成27年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集についてを議題といたし、また、報告 平成26年度高松市農業施策に関する建議の結果について(回答)を併せて説明いたします。

それでは、報告の平成26年度高松市農業施策に関する建議についての回答の1ページを

を御覧ください。

1 「食料の地産地消及び食農教育の推進について」を説明いたします。

(1) 地産地消の促進のため学校給食への利用拡大、観光産業での活用、また、地域の伝統的な食文化を家庭等で伝えていく食農教育への支援及び子供たちに対する農業体験の充実についてでございますが、地域政策課からは、消費者月間におきまして伝統料理のレシピをPRするとともに、食育パネル展等を開いて啓発をいたしました。

次に、こども園運営課からは、保育所等で出前食育事業として、栄養士さんが子供や若い保護者の方と伝統料理の調理体験を行うとしています。

2 ページをお開きください。

農林水産課でございますが、親子農業体験教室、食育フェスタ等幅広く推進していくとしています。

次に、観光交流課ですが、引き続き地元農産物を使用した「たかまつ食と文化のフェスタ」及び高松の食文化の情報発信として「匠のおもてなし」事業を行うとしています。

次に、3 ページを御覧ください。学校教育課ですが、学校におきまして、近隣農家と一緒に米や野菜の収穫等の体験等の総合学習を行い、伝統的な食文化を伝えていく食農教育への支援等をしていくとの回答でした。

次に、保健体育課ですが、学校給食の献立に伝統料理を取り入れるなどともに栄養士を幼稚園へ派遣するなど食育への指導を行うなどとしています。

また、地場産物の使用割合は、食材数ベースでは平成24年度に比べて、21パーセントから30パーセントへ、重量比では39パーセントから48パーセントへ拡大しております。

以上の回答が、各課からございました。

次に、4 ページを御覧ください。(2)地産地消・食農教育を推進するためには、農業に携わる女性の役割が重要であることから、農家女性が積極的に「教え、伝える」活動に携われるよう支援すること。また、農村文化の情報が発信できる拠点を整備する必要があることから、香南アグリーム等を活用して利活用を促進することについてでございますが、農林水産課からは農家女性への活動支援については、市生活研究グループ連絡協議会の活動への助成、香南アグリームで伝統料理教室、あん餅雑煮等の販売の実施行ったという回答でございました。

次に、5 ページを御覧ください。(3)香川県農業協同組合と本市が連携する「産直ネットワーク事業」については、地産地消を拡大する観点から、消費者ニーズに合った流通改善等を推進することでございますが、農林水産課からは、高松市農産物ごじまん品推進協議会においてJA産直ネットワーク化への取り組みや先進地視察研修会を行った。

次に、6 ページを御覧ください。2 「農業所得向上対策及び経営安定対策の推進について」でございます。

(1) 農産物の高付加価値化を図り、生産者から消費者への販売促進につながる効果的な販路開拓・販売宣伝等の拡充、新規就農者や女性農業者の参入しやすい環境づくり、支援体制の充実についてでございますが、ブランド商品の開発や販路開拓につきましては、

24年度に開発したピワの葉っぱ茶の販売促進やイタリアンバジルの導入検討の視察研修をJAと一体的に行いました。新規就農者や女性農業者につきましては、青年就農給付金制度の積極的な活用を行って支援するとしております。

次に、7ページを御覧ください。(2)6次産業化に取り組む農家が増えるよう継続的に周知を行うとともに、意欲ある農家に対する支援体制の強化や制度の充実を図ることについてでございますが、引き続き、国・県の補助事業等の活用及び周知活動を実施し、6次産業の推進を図るとしてまいります。

続きまして、(3)野菜栽培農家の経営が安定するよう支援等を実施することについてでございますが、昨年同様、市・県の事業を効果的に活用して、香川県農業協同組合の共同出荷施設等の整備に助成し野菜栽培農家の経営安定を図るとの回答でした。

続きまして、8ページをお開きください。(3)農業生産資材費の高騰時における適切な助成策につきましても、昨年同様、全国市長会を通じて国へ要望してまいりたいとの回答でした。

次に、3「耕作放棄地の解消、優良農地の確保等について」でございます。

まず、(1)後継者不足が深刻な中産間地域等の耕作放棄地対策ですが、昨年に引き続き、国の中山間地域等直接支払制度、耕作放棄地対策事業及び市の遊休農地再生活動実践スタート支援事業を活用し、耕作放棄地の再生利用を推進するとともに制度の周知を図るとしてまいります。

続きまして、9ページをお開きください。

(2)モアに対する補助制度の創設につきましては、農協の意向を確認し精査して27年度に向けた対応を検討していきたいとの回答でした。

続きまして10ページを御覧ください。

(4)コミュニティ協議会が耕作放棄地再生作業を楽しみ、住民の交流を深める事業実施ができる環境整備でございますが、重点項目の1点目になります。

地域政策課は、ゆめづくり推進事業の実施において、地域の住民が、耕作放棄地再生作業を楽しめるような事業提案を行い易い環境作りに取り組むとの回答でした。

なお、むれコミュニティ協議会に対する補助は25年度で終了しましたが、植田コミュニティ協議会からの提案を採択し、実施することとなっています。

また、農林水産課は、このような事業に対し相談、助言を行うとの回答でした。

続きまして11ページを御覧ください。

(4)農地の利用状況調査については、地域農業再生協議会と連携して実施しているが、更なる連携を図ることでございますが、農林水産課からは、地域農業再生協議会と連携し、現地確認等の協力を行い、更に農業委員会とも連携を図るとの回答でした。

続きまして12ページを御覧ください。

4「農地利用集積等の経営効率化支援について」でございます。

まず、(1)認定農業者農地利用集積協力金の交付に当たり、十分な予算確保、県農

地機構と連携していきたいとの回答でした。

米の生産調整については、引き続き、水稻作付意向調査を実施して米の生産調整の円滑化を図り、また、農業機械の補助基準の緩和については、県の事業説明会等で要件緩和を要望していきたいとの回答でした。

続きまして13ページをお開きください。

(2) 主食の計画的な生産を継続、飼料用米等の生産拡大と畜産農家による利用の拡大や加工用米の生産拡大に向けた支援を講じることにつきましてですが、主食用米については、高松市地域農業再生協議会等と連携し、目標面積の配分による生産調整を行い、飼料用米等の新規需要用米については、国が設定した補助金の上に、県独自の補助金加算も行い対応した。加工用米の生産については、交付金を加算し、円滑な生産調整を図るとしております。

続きまして14ページをお開きください。

(3) 集落営農組織の普及推進、市独自のリーダー育成についてですが、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」により、農業用機械の購入に対し助成し、「集落営農支援員」の設置に努めるとの回答でした。予算につきましては300万の増額となっております。

続きまして、(4) 「人・農地プラン」には、認定農業者が集落営農組織等を地域の中心として位置付けることとございます。

農林水産課からは、高松市地域農業再生協議会等と連携して、集落営農組織等を地域の中心として位置付けていくという回答でした。

15ページを御覧ください。5「新規就農者、女性農業者、小規模農家への支援強化及び農業・農村の活性化について」でございます。

(1) 新規就農者の育成、チャレンジする女性を支援すること、青年就農給付金の予算確保でございますが、25年度、農業講座の開講等を通して新規就農者の育成を図りましたが、引き続き、県等関係機関と連携していくとの回答でした。

16ページを御覧ください。(2) 香川県農業協同組合の主要支店での農機具の貸出事業に対する補助制度を創設、オペレータサービス・作業受委託制度等に対し補助制度を創設することとございますが、昨年と同様の回答でした。

17ページをお開きください。

(3) 農業法人等における意欲的な人材の確保・定着のためには就業者が将来に展望が持てるような雇用環境の整備が求められることから、経営者の意識改革を促すための研修・啓発活動について支援することとございますが、産業振興課からは、「仕事と生活の調和」を図るための職場環境整備に積極的に取り組んでいる団体を表彰、また各種刊行物による法令等の周知や啓発に努めたとの回答を得ています。

18ページをお開きください。農林水産課からは各種研修会への参加を促進したとの回答を得ています。

次に、(4)コンパクト・エコシティ特区において、中心市街地と郊外田園地域の連携等により、農業の活性化を図ることでございますが、

農林水産課からは都市計画課等で行われておりますワーキング・グループで協議を行う。都市計画課からは、新たな取組みも検討して国との協議や予算化に向けた調整を行っていくというものでした。

次に、19ページをお開きください。6「有害鳥獣等被害防止対策の強化について」でございまして、すべて最重点項目です。

(1)の防護柵補助に関する県・市・農協の連携強化や予算の増額についてでございます。

まず、市の予算につきましては、25年度において増額しましたが、26年度も同額を確保しています。農協につきましても、市と同じく前年度と同額を確保しています。県につきましては、昨年度の申請実績が2戸から28戸へ増加し、増額しております。今後につきましても、関係機関との連携を一層強化していくとの回答でした。

次に、20ページをお開きください。(2)猟友会等の協力を得て、イノシシ等に対する実効性のある広域被害防止対策を実施し、併せて繁殖防止対策を講じることでございます。

これにつきましては、今年度も、集中捕獲を行うとともに、防除推進地区を市内全域に広げ、更に繁殖防止対策も含めて、県等との情報交換を行っていくとの回答でございました。

予算としましては、大幅増となっております。

次に、21ページをお開きください。(3)ジャンボタニシ等の害虫対策でございます。昨年同様の回答でございますが、予算も昨年と同様となっております。

続きまして22ページをお開きください。

7「農業・農村の基盤整備の強化等について」でございます。

(1)中山間地域等直接支払制度において、制度の拡充、農地・水保全管理支払交付金の更なる充実につきましてでございます。

農林水産課からは、中山間地域等直接支払制度につきまして、66集落で農地の有効利用や耕作放棄の防止に取り組んだ。引き続き、要件緩和、制度の拡充につきまして要望していくとの回答でした。

土地改良課からは、平成25年度は、農地・水保全管理支払交付金事業として共同活動事業を26地区、向上活動事業を14地区で実施し、26年度から創設の「多面的機能支払交付金」制度を推進するとの回答でした。

次に、23ページをお開きください。次に、(2)「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」の実施を促進することでございますが、重点項目の5点目です。23ページを御覧ください。

土地改良課から、平成25年度から実施された「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」を推進するとの回答がございました。

(3)農村環境の向上を目指し、河川清掃を始め、地域ぐるみで農業や農地を守り、育

てるため、自治会未加入世帯に対して自治会加入促進に努めることとさせていただきます。

地域政策課からは、自治会加入につきまして、昨年度に引き続き、高松市コミュニティ協議会等と連携して加入促進に努めてまいるとの回答でございました。

なお、予算につきましては、昨年度の480万円から430万円へと減額されています。

以上、平成26年度高松市農業施策に関する建議の結果について御説明申しあげました。

続きまして、議案第1号 平成27年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集について御説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。

平成26年度建議を踏まえて、27年度の建議につきまして、8月の地区部会までに市及び県に対する農業施策に関する建議の募集をお願いしたいと存じます。

以上、議案第1号 平成27年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集についてと報告 平成26年度高松市農業施策に関する建議の結果について、御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 議案第1号及び報告について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思ひます。

議 長 他に意見等が無いようですので、お諮りいたします。

報告につきましては、説明のとおりですが、議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

ただいま御協議いただきました内容を踏まえて調整の上、対応させていただきます。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終り、報告事項に移ります。

報告第1号「高松市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」報告いたします。事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 大西高松市長からの報告第1号「高松市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」でございますが、1ページをお開きください。「基盤法」の一部改正の概要 1) 県の「基本方針」の規定事項が拡充されたことです。内容として新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定めとなっております。2) 市が基本構想の規定事項の拡充させたもので、内容としては1)と同じようなものとなっております。3) 農地中間管理機構ができたため農地売買等事業などの実施に関する事項を定めるものです。4) 青年等就農計画に関する規定ですが、認定就農者制度について、今まで県から高松市へ変更するものです。また、認定就農者を対象とする無利子の就農支援資金の名称が「青年等就農資金」に変わり、貸付主体も県から(株)日本政策金融公庫に移管されるようになっております。

2ページをお開きください。

変更点ですが、第1の3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保、新規になり

ます。第3 新たに農業経営を営もうとする青年が目標とすべき農業経営の指標、新規になります。第6 事業実施の基準に関しては「農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方」を追加ということになっています。

3 ページをお開きください。

基本構想の主な変更内容ですが

①効率的な農業経営の育成ということで、年間農業所得がそれまで500万円だったのが410万円になりました。②新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保ということで新設であげています。労働時間が150日以上1,200時間以上、農業所得が410万円の概ね6割約250万円となっております。③農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、個別17類型と変更されております。④新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、新設となっております。

⑤農地中間管理事業との連携の考え方を入れることになっています。

次に基本構想の変更手順、高松市の手続き論でございますが、

4 ページをお開きください。

6月で県基本方針の変更をして、7月に高松市地域農業再生協議会にて基本構想の見直し検討をした後、8月に農業委員会に意見聴取変更の理由を添付し、県へ（変更）協議申請をして、9月19日までに県知事の同意を受け、9月30日までには、基本構想の変更施行・公告を完了するとなっております。

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これについて、御質問等はございませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これについて、御質問等はございませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 以上で、報告事項は終了です。

それでは、次に5の「その他」に移ります。

事務局、何かありますか。

山本農政管理係長 その他の第1点目 農業相談会の開催についてでございます。日程につきましては、8月13日（水）から29日（金）まで、合計10回を予定しております。農業委員さんに置かれましては非常に暑い中、また、お忙しい中、大変ですけれどもよろしくお願ひします。

また、農地機構の関係につきましては、当日私山本若しくは農地機構の職員にお聞き下さい。

その他の第2点目ですが、臨時総会で撮らせていただいた顔写真又氏名・住所等を農業委員会だよりで紹介いたします。

地元の農家の方から相談がありましたら、相談にのっていただきたいと思います。
事務局からの報告は以上です。よろしくお願ひします。

議 長 これについて、御質問等はございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 他に御質問が無いようでございますが)せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かございませんか。

議 長 以上で本日予定しておりました全ての議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、三好農政部会長職務代理者から、閉会の御挨拶をお願いします

三好農政部会長職務代理者 本日は、本当に皆様方に熱心な御審議をしていただきありがとうございます。先ほど来、出ておりますが農政が大きく転換される年となり、農業委員や農家にとりまして非常に厳しい状況になっていくことが予想されます。兼業農家の多いこの厳しい状況の高松市の農業・香川県の農業を守るため建議につきまして皆様方の思いを込めた御意見を出していただくことをお願いして、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

議 長 以上で本日の農政部会を終わらせていただきます。

午前11時 閉会